解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により平成二十四年二月十七日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
東京都目黒区上目黒一丁目一六番八号クリスタルビル四階
医療法人社団幸擁会
清算人　新妻　雅治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
静岡市清水区蒲原中四八六―一
特定非営利活動法人東海道蒲原宿の会
清算人　柴川　町子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
京都市中京区烏丸通蛸薬師西入る橋弁慶町二三四番地
特定非営利活動法人ネイチャーワード
代表清算人　村上　五郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
大阪市東淀川区東中島二丁目一九番七号
財団法人南方会
代表清算人　塚本津世志

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
島根県松江市八雲町熊野七七三番地一
財団法人八雲開発公社
代表清算人　谷　正次

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
岡山県勝田郡奈義町小坂六三一番地一
清算法人小坂馬桑土地改良区
清算人代表　森淵　正明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって法人存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
岡山県井原市七日市町一〇番地
財団法人井笠地域地場産業振興センター
代表清算人　瀧本　豊文

解散公告（第三回）

当法人は平成二十四年三月三十一日香川県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
香川県高松市檀紙町八幡一四五二番地二
財団法人香川県手をつなぐ育成会
代表清算人　伊藤　光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日
長崎県五島市中央町六番地一六
特定非営利活動法人市民バスネットワーク五島
清算人　青山　和好

配当公告

秋田県秋田市楢山佐竹町一番一五号スカイハイツオオシマ一〇一号　破産者　土橋　敏男
右の者に対する秋田地方裁判所平成二十三年（フ）第三〇八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
（優先債権）　金二四八、〇六三円
（一般債権）　金一二、一五五、一三九円
一、配当することのできる金額
（優先債権）　金二四八、〇六三円
（一般債権）　金六、二五九、〇一三円
平成二十四年四月十七日
秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階　破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区厚別西三条五丁目五番、最後の住所札幌市白石区北郷七条四丁目二番一〇―四一一号
被相続人　亡　四元　善博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十七日
事務所札幌市中央区大通西一一丁目大通藤井ビル八階　市川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　市川　隆之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市永国三一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯田　幸男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十七日
茨城県土浦市文京町一番六号
相続財産管理人　阿部　良二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市東光台一丁目二番、最後の住所茨城県石岡市東光台一丁目二番一五号
被相続人　亡　永嶋きみ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十七日
茨城県石岡市若宮一丁目五番二七号
相続財産管理人　髙野　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区吾妻橋三丁目二番地三、最後の住所千葉県成田市稲荷山三九一番地一三六
被相続人　亡　大石　三郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　和紀

第12期決算公告

平成24年3月26日
東京都新宿区歌舞伎町2丁目45番5号
株式会社ビーアップ
代表取締役　柿澤日出夫

貸借対照表の要旨（平成24年1月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,833
	固定資産	1,616
	合計	134,449
負債及び純資産の部	流動負債	46,347
	（うち当期純利益）	(90)
	固定負債	1,346
	負債合計	86,756
	株主資本	20,000
	利益剰余金	66,756
	その他利益剰余金	66,756
	（うち当期純利益）	(66,756)
	純資産合計	134,449